

## 令和5年第2回白鷹町議会定例会 第2日

### 追加変更議事日程

令和5年3月8日（水）午前9時30分開議

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 議第23号 令和4年度白鷹町一般会計補正予算（第10号）について  
（予算特別委員長報告）
- 日程第 3 議第24号 令和4年度白鷹町下水道特別会計補正予算（第4号）について  
（予算特別委員長報告）
- 日程第 4 議第25号 令和4年度白鷹町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について  
（予算特別委員長報告）
- 日程第 5 議第26号 令和4年度白鷹町農業集落排水特別会計補正予算（第4号）について  
（予算特別委員長報告）
- 日程第 6 議第27号 令和4年度白鷹町介護保険特別会計補正予算（第3号）について  
（予算特別委員長報告）
- 日程第 7 議第28号 令和4年度白鷹町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について  
（予算特別委員長報告）
- 日程第 8 議第29号 令和4年度白鷹町立病院事業会計補正予算（第2号）について  
（予算特別委員長報告）
- 日程第 9 議案30号 白鷹町子育て支援センターの指定管理者の指定について
- 日程第10 議案31号 白鷹町ふるさと森林公園の指定管理者の指定について
- 日程第11 議案32号 白鷹町森林総合利用施設の指定管理者の指定について
- 日程第12 議案33号 白鷹町自然活用総合管理施設の指定管理者の指定について
- 日程第13 議案34号 ふるさと森林公園スカイサイクルの指定管理者の指定について

- 日程第14 議案35号 白鷹町テレワークセンターの指定管理者の指定について  
 日程第15 選第 1号 白鷹町十王財産区管理会財産管理委員の選挙について  
 日程第16 議第36号 町道路線の廃止について  
 日程第17 議第37号 置賜広域行政事務組合同規約の一部を変更する規約に関する協  
 議について  
 日程第18 委員会の開会中の継続調査について（議会運営委員会）
- 

○出席議員（12名）

1番	今野正明	議員	2番	金田悟	議員
3番	横山和浩	議員	4番	竹田雅彦	議員
5番	丸川雅春	議員	6番	笹原俊一	議員
7番	小口尚司	議員	8番	奥山勝吉	議員
9番	山田仁	議員	10番	菅原隆男	議員
11番	関千鶴子	議員	12番	遠藤幸一	議員

---

○欠席議員（なし）

---

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	佐藤誠	七
副町長	田宮修	修
教育長	衣袋慶三	三
総務課長	菅間直浩	浩
税務出納課長	佐藤雅志	志
企画政策課長	加藤和芳	芳
町民課長	橋本達也	也
健康福祉課長	長岡聡	聡
商工観光課長	小林裕	裕
農林課長併 農業委員会事務局長	大木健一	一
建設課長	菊地智	智
上下水道課長	鈴木克	克
病院事務主幹	渡部町	町
教育次長	橋本秀	秀
監査委員	竹田謙	謙

---

○職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長	高橋浩之	之
補佐	芳賀和則	則
書記	竹田雅紀	紀

○開議の宣告

○議長（今野正明） おはようございます。ご参集、誠にご苦労さまです。

これより令和5年第2回白鷹町議会定例会2日目の会議を行います。

出席議員は全員であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

---

○議事日程の報告

○議長（今野正明） 本日の議事日程は、お手元にお配りした変更議事日程のとおりです。

早速議事に入ります。

---

○一般質問

○議長（今野正明） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問の質問事項については、お手元に配付の文書表のとおりであります。

初めに、1、地区コミュニティセンター移行の成果と課題は、2、ペットの多頭飼育問題をどう防ぐについて、3番、横山和浩君。

〔3番 横山和浩 登壇〕

○3番（横山和浩） おはようございます。

それでは、一般質問を始めさせていただきたいと思います。

最初に、地区コミュニティセンターの課題と成果について伺います。

平成27年4月に地区公民館が地区コミュニティセンターに移行、それまでの社会教育に加えて、住民自治の中核としての様々な活動が可能になりました。加えて、活動を柔軟に支える交付金も新設されたことから、町民主体のまちづくり・地域づくり活動にはよい影響が生まれていると感じます。地域の特徴を生かした事業や、ユニークな企画も始まっているようですから、今後とも大いに期待したいと思います。

また、地区コミュニティセンターに移行したことで、例えば、空き家問題や役員の成り手不足など地域の課題に対しても、町民主体で議論や取組を始められるようになりました。当局におかれましては、こうした取組を進めていただければありがたいというお考えがあったと記憶しております。私も大切な取組になると考えています。

しかしながら、地域課題にどう取り組めばいいのか分からない、人材をどう育てたらいいのか分からないという困惑の声もあるようです。原則論から言えば、そうした問題についても交付金などを使いながら主体的に取り組めるわけですが、まだまだ戸惑いがあるのだと思います。当局におかれましては、必要であれば助言や指導などの人的支援なども充実していただきながら、地域課題の解決も含めた地区コミュニティセンター活

動がさらに広がるよう、連携や協働に取り組んでいただきたいと思います。

地区コミュニティセンターに移行して、もうすぐ9年目を迎えます。様々な実績から分かってきたことも多いと思いますので、その成果や課題をどのように捉えておられるか、ご所見をお伺いし、最初の質問といたします。

続いて、ペットの多頭飼育問題の未然防止について伺います。

近年、ペットの不適切な多頭飼育によって生じる問題、いわゆる多頭飼育問題がテレビや報道などで取り上げられるようになりました。たくさんのペットを飼うことが問題ということではなく、管理し切れないほどに頭数が増えて飼育環境が崩壊し、様々な問題が生じてしまうことを指す言葉です。ご本人はもちろん、周囲も含めて良好な生活環境を保持できるよう、町としても未然防止に努めていただきたいと思います。

不適切な多頭飼育によって生じる問題は大きく3つ、飼い主の生活状況の悪化、動物の状態の悪化、周辺的生活環境の悪化だそうです。ほかにも、臭いや騒音などから周囲とあつれきが生じて飼い主が孤立や人間不信に陥ってしまう懸念や、いずれお世話できなくなった場合に数多くのペットの行き先をどうするのかといった問題もあるようです。

こうした問題は、飼い主が不妊去勢手術をせずに動物を飼い始めることで起きるようですから、引き続き情報発信や啓発に取り組んでいただきたいと思います。

それでは、どのような方が不適切な多頭飼育の状態に陥りがちなのでしょうか。環境省の資料などを見てみますと、高齢の方や経済的な困難を抱える方もおられるようですので、福祉や動物の専門家など、関係される方との連携を密にしながら未然防止への取組を推進していただきたいと思います。

また、不妊去勢手術には費用が生じますので、課題を抱える方に対してその費用を補助するような考え方があってもよいのかもしれませんが。あわせて、良好な生活環境を保持することを目的として、多頭飼育猫等への不妊去勢手術費の補助を充実させる自治体が県内でも増えていますので、その辺りも実情に合わせてご検討いただきたいと思います。

多頭飼育問題は、白鷹町内でも発生しているようで、昨年、その現場を拝見させていただく機会がありました。飼い主も周囲の方も安心して白鷹町で暮らせるよう、ペットの多頭飼育問題を未然に防ぐための取組を充実していただきたいと思いますので、ご所見をお伺いします。

以上、2点について質問いたします。

○議長（今野正明） 町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） 横山議員の一般質問にお答えする前に、今日、早朝からファクスが入りまして、東京弁護士会第一弁護士会所属の唐澤さんという弁護士さんから、町内といますか、私どもの町の公共施設、教育施設に爆弾を仕掛けたということ、爆発時間

は午後3時45分から午後8時10分までという情報が入ったところでした。私も、直ちに学校にも連絡を取りながら、学校にはそういう文書が入ってないということでもありましたし、直ちに長井警察署さんに届出をいたしましたところ、置賜地域に全部入っているということだそうでございます。だから安心するということでは決してございませんが、そのような情報が入りましたということをもまず報告をさせていただきたい。貴重な時間をお借りして申し訳ございません。

それでは、横山議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

本町におきましても、昭和29年の10月1日に1町5か村が合併いたしまして、6か所に地区公民館を設置し、分館活動も含めた中で、地域の特徴を生かした社会教育事業や地域づくり活動が行われてきましたが、人口の減少と少子高齢化や、それに伴う労働力の減少、高齢者世帯の増加など、地域社会の形態が変化し、地域や人と人との結びつきの希薄化、地域における活力の低下が進んでおりました。

このような中、それぞれの地域の特徴や課題を整理し、地域住民が主体となってそれらの課題解決に取り組み、行政とともに新たな価値を創造していく「共創のまちづくり」による地域社会の維持とさらなる活性化を図るため、平成27年度に地区公民館から地区コミュニティセンターへの移行を行ったところであります。

各地区の経営主体におきましては、施設管理はもとより、地域課題の把握や、その解決・対応に当たり、それぞれが独自に考え策定した地域計画や年度事業計画に基づいて事業展開を行っていただいております。

このように課題の把握や解決に向けた地域の話合いを重ねることで意識の共有化が図られるとともに、様々な交流が生まれ、地域力の低下を防ぎ、地域社会の維持につながるということが重要であります。先日もある地区から、コミュニティセンター化により「人が集まりやすくなった」「主体的に動けるようになっている」などの声をいただいております。

また、町からの地域づくり交付金や推進交付金などを活用いただきながら、地域の特徴を生かした新たな事業展開もなされてきております。特に、東根地区や十王地区で取り組んでいただいております「すこやか・安心地域づくり事業」は、福祉的な観点からの事業であり、それまでの社会教育法による制限がなくなったことで、自由度の高い広範な事業が展開されたことは大きな成果であると捉えているところでもあります。

ご質問にございました「地域課題にどう取り組めばよいか分からない、人材をどう育てたらよいか分からない」という困惑の声があるということに関しましては、行政といたしましても、その個別の内容を把握し、様々な支援をしていく必要があると考えております。

その一つに、オンラインでの研修や会議の手法が考えられます。近年、デジタル化が進み、遠方の会場に出向かなくても全国の事例や、中央省庁の職員のお話を直にお聞き

する機会に恵まれるようになったところでもあります。地域づくりに関する研修も充実しており、各地区のコミュニティセンター職員にご案内し、受講体制を整え、町職員とともにそれらの研修に参加する機会を設けております。このような研修や情報交換、意見交換を密に行うことが、地域コミュニティセンター職員が抱える困惑の解消や、円滑な事業運営につながると考えているところでもあります。

一方、地域課題の多様化は進み、その解決に当たっては、柔軟な対応が求められており、コミュニティセンターに移行して以来、間もなく8年がたとうとしている中、地域づくりに関わる人材確保や組織的な課題、推進体制についても検討が必要な時期が来ていると認識をしているところでもあります。

そのようなことから、来年度におきましては、地域の点検や話し合いにより、生活課題を整理し、問題解決に向けた具体的取組や事業の推進に当たる「集落支援員」の設置を予定しております。全て一様になるということではないかもしれませんが、集落支援員の配置には、遺漏なく取り組んでいきたいと思っております。

加えて、その他にも地域づくりに対する様々な意見を頂戴しておりますので、情報提供や財政的な支援を継続するとともに、各地区経営主体の代表と町で構成する「地区コミュニティセンター連絡協議会」において、効果的な地域づくりができるよう協議を行ってまいりたいと考えております。

次に、ペットの多頭飼育問題についてお答えをさせていただきます。

近年、高齢化や核家族化といった社会状況の変化に伴い、ペットを飼育する家庭が増加している一方、飼い主が世話をできなくなる頭数以上にペットを増やしてしまい、ついには世話ができなくなり破綻してしまう事例、いわゆる「多頭飼育問題」が全国的に社会問題となっております。そのため、環境省が令和3年3月にガイドラインを作成しており、多頭飼育問題については、「多頭の動物を飼育している中で、適切な飼育管理ができないことにより、飼い主の生活状況の悪化、動物の状態の悪化、周辺的生活環境の悪化の3つの影響が生じている状態」と定義をしているところでございます。まずはこの定義について認識した上で、この問題に対応していく必要があると考えております。

続きまして、町内の多頭飼育の状況についてご説明をさせていただきます。

ペットの飼育状況につきましては、登録が義務化されている場合は、犬のように狂犬病予防法に基づき件数を把握することは可能ですが、例えば、猫の場合であれば、現在その飼育状況について件数を把握することは困難な状況にあります。このようなことから、多頭飼育の状況につきましては、ご家族からの相談や町民の皆様方からの情報提供等により把握している状況でもございます。

現在、町が把握している多頭飼育または多頭飼育と思われるものは6件ですが、生活環境等への大きな影響は生じておらず、全てが直ちに多頭飼育問題として捉えるものではない状況でもあります。そのうち1件につきましては、昨年、独り暮らしであった飼

い主がお亡くなりになり、多数の猫が残されてしまったため、多頭飼育問題として扱った事例でありましたが、ご遺族の方やボランティアの方々のご尽力により、猫の譲渡先が決まり、今月中には解決する見込みとなっております。

また、多頭飼育をしているご家庭、ご家族から相談があり、町から不妊去勢手術や譲渡について情報提供を行い、ご家族が対応しているケースもあります。その他、時期を捉えて飼い主に正しい飼育についてチラシを配布しながら、適正飼育をお願いをしているところです。

次に、情報発信や啓発、未然防止についてお答えをさせていただきます。

環境省のガイドラインによれば、動物は高い繁殖能力を有しているため、個体数の急増を未然に防ぐための繁殖制限措置として不妊去勢手術を行う必要があるとされております。また、「動物の愛護及び管理に関する法律」の改正により、犬や猫の飼い主に対し、適正飼育が困難となる恐れがある場合、繁殖を防止するための不妊去勢手術措置を行うことが義務づけられたところであります。これらを受け、町では、不妊去勢手術について、町報やチラシ、ホームページにおいて周知・啓発を実施しております。

不妊去勢手術の支援につきましては、現在、広域社団法人山形県獣医師会が実施している「猫の不妊去勢手術費補助事業」があります。補助額は、雌5,000円、雄3,000円となっており、こちらの補助事業については、毎年、町報に掲載して周知しているところです。

なお、県内において、独自の補助制度を設けている自治体もあることも承知していますので、支援の在り方については、他自治体の状況も参考にしながら、今後、検討してまいりたいと考えております。

また、多頭飼育問題は、高齢化等による飼い主の判断力の低下や経済的な困窮により、適正な飼育ができなくなることが要因の一つとされております。飼い主がこのような状態にある場合、福祉関係者や民生児童委員からの相談等により、多頭飼育の状況について把握することが可能となる場合があります。現在、健康福祉課において、福祉全般の課題に対応するため、関係各課による庁内連携会議を組織しており、その会議においても、多頭飼育問題についての認識を共有し、常日頃から情報交換を行っております。引き続き、保健所及び県が設置する動物愛護推進員などの関係機関等と情報共有を図り、未然の対応を講ずることができるよう、多頭飼育問題に発展する恐れのあるケースの把握に努めてまいります。

以上、横山議員への一般質問への答弁とさせていただきます。

○議長（今野正明） 横山和浩君。

○3番（横山和浩） ご答弁いただきました。

それでは、最初に、地区コミュニティセンターの成果と課題に関して2次質問をさせていただきます。

まず、このコミュニティセンター化、私は大変いいことだと思っております。活動も活発になっていると思います。私の住んでいる地区では、ご当地ソングを作ろうということで、自分で地域に由来するような歌詞を作って、それに曲をつけるということがありました。私も応募をさせていただいたのですが、実際に自分の歌詞に曲がついて、それを生演奏で聞くことがあって、これもコミュニティセンター化、そして様々な補助事業があってのことと思います。こういったことというのは、とても地域のことを見直したり、感じるということでもいいことだと、いいアイデアが生かされたと感じたところでございます。

そして、ご答弁いただいた「人が集まりやすくなった、主体的に動けるようになっている」ということ、やはり私もそのように感じます。

続いてですが、地域課題にどう取り組めばよいのか分からない、人材をどう育てたらいいか分からないという困惑の声に対して、ざっくりと言えば、研修、情報交換、意見交換を密に行うと、そして、円滑な事業運営につながると考えているということ、ご答弁をいただきました。

全くもってそのとおりでありますが、やはり実際の体験というものも片方で大事ななど。研修だけではなく、実際に体験する場も必要であろうと思います。

私自身の体験で言えば、第6次総合計画の策定に当たって、まちづくり町民会議というものが開催され、参加させていただくことができました。先生から、講師の方から学んで参加者とともに意見を出し合って、実際にワークショップをしていくということ、こうやっているいろいろなものをつくり上げていくのだと、まちづくりを進めていくのだということが分かるということで、とても学びもありましたし、楽しい時間だったと思います。

これもまた、そのまちづくりをやっていくということではとても意義のある活動かなと思いますので、コミュニティセンターとしてやっていくか、そして、町でやっていくかということも含めて、いろいろ検討いただきたいと思います。

コミュニティセンターの職員さんもそうですが、そのコミュニティセンターの中の活動をされるのは地域の皆さんです。それは何も地域のコミュニティセンターの中で取り組むだけではなくて、町全体のまちづくりをされる方が一堂に集まって情報交換などを行うような機会もあってもいいかなと。まちづくり活動の全体の底上げを図るような取組があってもいいかなということを期待したいのですが、その辺りについて伺いをいたします。

○議長（今野正明） 町長、佐藤誠七君。

○町長（佐藤誠七） このコミュニティセンター化にしてからまだ8年です。平成27年度から公民館と旧役場庁舎を使いながら進めてきたと。当然のように、その当時は人口も相当おられましたし、いろいろな課題、地域というものがもっとまだまだ密接に結び

つかないと生きていけないという時代でもあったと認識しております。しかしながら、現在は人口減少、本当に地域コミュニティを持続していくことすら大変だなと思うようなことが出てきております。ある地域におきましては、分館の維持ができないということも、私どもに課題としていろいろ出てきているところも事実でございます。やはりコミュニティセンターにしてからまだ8年、これから9年目でございます。そういう中で、やはりいろいろなやり方があったわけでございますが、地域によってはそれぞれの地域の特徴を生かしたものをやっていくということが、今の段階では、私はそれが一番正常なのではないのかなと思っているところでございます。

例えば、蚕桑地区の場合は、桜の里ということで取組をしているところでございます。東根地区を申し上げますと、それぞれの地域の中に大変大きなお祭りがあると、獅子を出してお祭りがある、鎮守の森を大切にしていくという取組をしていらっしゃるようでございます。そういうもの、いろいろ地域にあって、それぞれの特徴あるものをしていくことによって、連携、あるいはその結びつきというものが備わってくるのではないのかなと私は思っているところでございます。

まだまだこれから、課題の解決におきましては、まだまだ大変なことがたくさんあるかと思いますが、この人口減少の中で、果たしてそれすら存続していけるような状況になるかと、私は相当危惧をしておりますが、何とか存続するように、いろいろな方策をしながら取り組んでいきたいと思っておりますし、今後とも、白鷹学講座、私も、参加させていただいたときに、大変楽しいと。その時の、最初のいろいろな件で、政治ジャーナリストの田勢康弘さんに、そのときの政治の実像を話していただいて、私も本当に感激した覚えは忘れることができません。先般お亡くなりになったということで、残念でございますけれども、そういう、何と申しますか、我々、ここにおいて、全国の政治の状況が聞けると。このたび著書がいろいろ、再見識と申しますか、出ておりますが、その中では、今の政治の状態、岸田政権、菅政権、そういうものは全部載っているのです。全く彼が予想したような感じで流れていると。そういう方から講師としておいいただき、交流を深めさせていただいたということは、本当に私どもは恵まれておったと認識もしておりますし、やはりコミュニティセンターの運営というものは、それぞれ地域の課題、地域の皆さんが、それぞれの地域において、やはり課題を把握しながら、その解決に向けてやっていくということが一番大切なものだと私は認識しているところでございます。

○議長（今野正明） 横山和浩君。

○3番（横山和浩） 地域それぞれの中で特徴を生かしながらやっていくという町長のお考え、分かりました。

それでは、続きまして、先ほど町長からご答弁いただきましたすこやか・安心地域づくり事業についてお伺いをいたします。

町民自ら地域課題の解決に向かう取組と理解しております。私も何度か拝見していましたが、本当にまちづくり活動そのものだったと理解しております。その実績や、やってみての意見等、地域の方からもしあればお伺いをいたします。

○議長（今野正明） 健康福祉課長、長岡 聡君。

○健康福祉課長（長岡 聡） お答えをさせていただきます。

すこやか・安心地域づくり推進事業につきましては、健康福祉課が所管をいたしまして、令和3年度、4年度と取組を進めてきた事業でございます。

議員おっしゃいますとおり、地域での身近な課題に対しまして、支え合い体制を構築し、主体的に課題解決に取り組むための組織づくり、仕組みづくり、そして、それを支援する行政側の連携体制の構築を目的として取り組ませていただいたところでございます。

令和3年度につきましては東根地区、令和4年度につきましては十王地区で取組を行っていただきました。

この地域づくり、地域における支え合い体制の構築につきましては、皆さんのお住まいの地域での課題を主体的に捉えて解決を試みるような仕組みづくりということで、ワークショップや先進地視察などを重ねていただきまして、地区の福祉計画の策定を行っていただいたところでございます。東根地区、十王地区それぞれ地区における重点的な取組の課題などを話し合いをしていただき、東根地区では、東陽の里福祉計画というものを策定いただきました。十王地区では、十王地区福祉活性化プランというものを策定いただきました。東根地区につきましては、令和3年度策定して、令和4年度から実際の活動ということで、特に高齢者の生活支援についての研修を行いまして、具体的な支援、地域での支援の在り方について学ばれたということで伺っているところでございます。また、十王地区につきましては、今年度計画を策定し具体的には来年度から取組を進めていただくということでございますが、両地区とも計画作成の段階で、それぞれトライアル事業にも取組をされておりまして、それぞれで手応えを感じていらっしゃる部分もあるかと思っておりますので、そのような取組を無理せずに行えるところから進めていただければなと思っております。

そして、それらの地域の取組を支える行政内部の連携体制でございますが、やはり地域の中だけでは解決することのできない生活課題などの多様化、複雑化する部分に対しまして、白鷹町地域共生社会推進のための庁内連携会議というものを設置をいたしまして、福祉的な視点で検討が必要と思われる課題につきまして、庁内で関係部局と情報共有を図りながら検討等に取り組んでおりまして、今般の多頭飼育問題についても、この連携会議の中でも議題になったりして話し合いを進めているところでございます。

そのような形でこの取組、今後も進めてまいりたいと思っております。

○議長（今野正明） 横山和浩君。

○3番（横山和浩） 改めて今のご説明を聞いていてもそうなのですが、すばらしい取組だと思います。

今後の広がり、そして拡充というものも期待したいと思うのですが、今後の展開どのようにお考えであるかお伺いいたします。

○議長（今野正明） 健康福祉課長、長岡 聡君。

○健康福祉課長（長岡 聡） お答えをいたします。

すこやか・安心地域づくり推進事業の今後でございますが、この2年間の取組をベースといたしまして、東根地区、十王地区で取り組んでいただきました福祉計画策定の経過、そして、その内容について広く情報共有をさせていただき、このような取組をしてみたいということがあれば、そちらに対しまして講師のご紹介などもさせていただきながら、地域の自主的な活動につながるような支援をさせていただきたいと考えているところでございます。

○議長（今野正明） 横山和浩君。

○3番（横山和浩） 分かりました。こういったすこやか・安心地域づくり推進事業、本当にすばらしいと思っています。

実際にやってみるという意味では、地域の中のいわゆるOJTという部分かと思いません。ただ、一方で、こういった事業というのは町のほうでこういうのやりませんかということのご提案があって動いたもので、コミュニティセンターの中で自発的にここまでのものでできたかという、やはりなかなか難しかったのではないかと、個人的には思います。

やはり行政が抱える、支えるということ、一緒になって進めるということが大切だと思いますので、引き続きよろしくお願ひしたいと思ひます。

続いて、コミュニティセンター全般に関わることですが、いわゆる職員さんの処遇、待遇の改善について伺ひます。

令和5年度に当たって、各日本全体、企業さんの中では初任給を上げるという動きも報道として見かけます。コミュニティセンターにおいても、こういった処遇、待遇の改善というものを検討してもよいのではないかとと思ひますが、その辺りについてお伺ひをいたします。

○議長（今野正明） 副町長、田宮 修君。

○副町長（田宮 修） お答えいたします。

今、地区コミュニティセンターの連絡協議会というのを設けておりまして、その代表させていただいておりますので、その辺、各地区の状況なども承知した上で、ちょっとお話しさせていただきたいと思ひます。コミュニティセンターの運営、経営というのは、あくまでも経営主体がいわゆる事業所ということで、それぞれの判断でできることになってございます。コミュニティセンターの関係する経費につきましては、町から指

定管理料という形で、人件費や光熱水費、消耗品費など、町の一定の基準で算定したものを毎年支払って運営してもらっているという状況になっておりますので、事務局の人件費についても、当然、一定の基準は設けておりますが、その経営主体、まちづくり協議会とか自治振興会等で、自分たちの判断で事務局職員の給与体系を決められるということにはなってございます。

ただ、コミュニティセンター連絡協議会で、最初ですが、職員の給与についてはやはり、差を設けるのではなくて、ある程度一定の水準にしましょうという申合せで来ております。そういった経過もありますので、待遇を改善したいという話が出てくれば、その連絡協議会の中でも、議論、協議させていただきたいと思っております。

コミュニティセンター化して8年ということで、いろいろ自分たちで決めている、決めていける状況にはなってきたと思っておりますので、主体的に様々なことを決めてもらうのは大事なかなと思います。

ただ、反面、地区経営主体というのはあくまでも地域住民あつての組織だと思っておりますので、地域住民の方にもしっかり説明し、理解を得る必要があるのかなと思っておりますので、そういったところをしっかりとさせていただいた上で実行していただければいいかなと思っております。

以上です。

○議長（今野正明） 横山和浩君。

○3番（横山和浩） 地域の声を大切しながら色々検討していくということであったかなと思います。そのとおりだと思います。

今のお話もそうでしたが、間もなく8年がたとうとしている中で、様々な検討が必要な時期が来ているという認識があるということをお伺いしました。また、集落支援員の設置を予定しているということで、これからも期待したいと思っております。

地区コミュニティセンターの成果と課題については、以上で終わらせていただきまして、続いてペットの多頭飼育問題についてお伺いいたします。

まずは、情報発信や啓発、未然防止に関してお伺いいたします。

実際取り組んでおられるのは私も拝見しておりますが、町のホームページを見ますと、かわいそうな子犬や子猫が生まれないように、不妊去勢手術を考えましょうという文言が書いてあると。全くもってそのとおりになるわけですが、少し端的過ぎるというか、読んだ方にその必要性とか必然性というのがちょっと伝わりにくいのではないかなと思います。なぜ手術は必要なのか、どんな問題がここで起きているのか、納得、理解を得られるように、そういった方針、考え方で内容を検討されてはいかがかと思っておりますので、お考えをお伺いいたします。

○議長（今野正明） 町民課長、橋本達也君。

○町民課長（橋本達也） お答え申し上げます。

周知につきまして、町でも取り組んでおるところでございます。町報やチラシの配布は実施しております、そちらではある程度詳細な内容でお伝えをしているところがございます。ただ、ホームページにつきましては、議員からありましたように、現在は若干、簡易的な内容で掲載している状況でございます。

この多頭飼育問題につきましては、町としましてはやはりこの適正飼育につきまして周知していくということが最も重要な役割の一つと考えてございます。ホームページにつきましては、今後、議員からもありましたように不妊去勢手術の必要性ですとか、また動物の特性、繁殖能力の高さですとか、管理できなくなった場合の問題等より詳しい情報を掲載しまして、さらに周知に努めていきたいと考えております。

以上になります。

○議長（今野正明） 横山和浩君。

○3番（横山和浩） 様々な情報提供を、その中で進めていただきたいと思います。

令和4年度の山形県のある資料を見ておりますと、犬であれば56%、猫は80.4%、猫であれば8割以上が不妊去勢手術をしているというアンケートの結果もあるようでございますので、大分進んでいるのだなと、私もしなければいけないのだなということを感じていただけるような情報発信もあろうかと思います。いろいろな方法での取組を進めていただきたいと思います。

続きまして、早期発見に関することをお伺いいたします。

町長からのお話あったとおり、なかなかこれ把握するのは難しいと。ご本人、ご家庭、そして福祉関係からお話があったときにそれを把握できるのだということをお伺いしたところでございます。

また、先ほど健康福祉課長さんから庁内連携会議というものがあって、この中で取り組んでいるということ、ありがたく思います。

多頭飼育の中で関係者の中での連携を深めるために、ケースカンファレンスとか講習会とかやって様々な情報が集まるように、課題の整理情報共有を推進していただくということ、山形県動物愛護管理推進計画に示されているようでございます。可能な範囲で取り組んでいただきたいと思いますが、その辺りの取組についてお伺いいたします。

○議長（今野正明） 町民課長、橋本達也君。

○町民課長（橋本達也） お答えいたします。

多頭飼育問題につきましては、やはりある程度情報を把握した中で未然の対策ができるということが重要になるかなと考えてございます。

そういった中で、情報の把握ということでございますが、先ほどの町長の答弁にもありましたとおり、まず登録が義務化されているような場合であれば把握はできるわけでございますが、義務化されていないような場合は、ちょっと把握がなかなか困難な部分があるところでございます。

そういったところで、先ほど健康福祉課長からもありましたように、庁内連携会議などの中で、そういった多頭飼育問題についての認識を深めて、関係部署等々で情報連絡等々をしているところでございます。

さらに、ご家族の方からのご相談ですとか、町民の方からの情報提供等もありますが、特に福祉関係の方々から情報をいただくこともございます。そういった中で、今後につきましては、そういった外部の福祉関連の方々にも多頭飼育問題についてこういうものであるということを認識を持っていただくような機会を設けまして、何か日々の相談の業務の中でそういった町民の方からご相談があった場合は、こちらに情報提供いただくような、そのような体制を図りまして、情報の把握に努めていきたいと考えておるところでございます。

カンファレンスの話がありました、まずはそういったところで情報、多頭飼育問題の認識を図って、情報把握に努めていくという段階から、徐々に始めていく必要があるかなと考えておるところでございます。

○議長（今野正明） 横山和浩君。

○3番（横山和浩） 段階的に進めていくということ、ぜひ進めていただきたいと思いません。

続きまして、ボランティアへの支援に関してお伺いをいたします。

6件の事例、そして、1件、昨年お1人の方が亡くなってということでご紹介いただきました。

先ほど申し上げたとおり、その現場のほうを拝見させていただきました。飼育環境が崩壊するというのはこういうことなのだということが本当に分かるという現場だったと記憶しております。ボランティアさんは、何日もかけて猫を捕獲、そして、何度も病院に連れて行って、不妊去勢手術、そして病気があれば、病気の治療ということ、そして、次の飼い主を探すための取組、本当に息の長い取組、ボランティア活動をされていて、10か月ということで、ほぼ1年に近いような期間で活動を行っていらっしゃるということだったようでございます。大変な苦勞があるなということ分かりましたし、改めて感謝申し上げたいと思います。

こういったボランティア活動というのは、言わば、猫が増えてしまったというケース、今後もあるかと思いますが、いわゆるセーフティーネットの一部じゃないかなと思います。この取組が破綻せずに活動を継続していただくということが最も重要だと思います。

ですが、中には餌代とか治療費などを、そういった経費を請求できないようなケースもあるということで、余り過度な負担が及ばないような配慮、支援というのを今後は検討すべきではないかと思えます。

その辺りについて何かお考えがあればお伺いいたします。

○議長（今野正明） 町長、佐藤誠七君。

○町長（佐藤誠七） この多頭飼育をしている、そして崩壊をするということ、やはり飼い主にとっては一番愛するものがございますから、一くりに多頭化というくくりはしてはいかなものかと私は思っております。

ただし、飼育ができなくなったという状況、これはあくまでもご本人からか、あるいは地域からそういうものが入らなければ、通報が入らなければ把握できないわけでありまして、その中にボランティアさんがいらっしゃるといことも、私どもは把握はさせていただいておりますが、そのボランティアさんの本当の内容というものを、私は正直言ってみたくありません。それで、本人ご負担の中でその去勢手術をすると、不妊手術をするということについては、本当に感謝を申し上げるしかない、その活動にはただただ感謝を申し上げるしかないと思っております。

その中で、何らかの方法という、今のお話ですと経済的、金銭的な支援があるのかという、今後検討していかなければならないのではないかとのお話伺ったのですが、現時点で、私はそこまで踏み込んだ内容ということではできないのではないかと。これはやはり、この前のケースはあくまでも亡くなったと、課題としてはあったようでございますが、飼い主本人が亡くなってしまって、その親戚がご遺体の葬儀のために来ましたら、非常に多い頭数の猫があったと。その猫をどうすればいいのかということで相談をさせていただいたところ、ボランティアの方から大変なお力をお借りして、現在に至るということであります。

やはり、今後においても、私のこれは経験で申し訳ないですが、私、福祉の担当をしておったとき、福祉でお回りしたとき、高齢世帯で、高齢夫婦世帯で、そこで本当に大量の猫がおりました。1匹も自分では飼っていないと。ただ、来るものですから、餌をあげていると。それが飼っていると同じ状況だろうと思うのですが、そういうケースがありました。私どもとしては、当時としては、猫の対応というものはできなかったのですが、そして、そのご夫婦とも施設に入られましたところ、あっという間に猫はどこに行ったのか分からないというぐらいに、急になくなったという状態で行きました。

やはり生き物でございますので、餌を食べるという行為、食料を取るという行為の中で、ここにいてももう食べさせてもらえないという状況が分かれば、当然いろいろなところに離れていくわけですが、それが大変な心配にもなるわけでありまして、そういう状態には、ご相談いただければ、我々としてはそれなりの、どういう対応ということをお願いできませんけれども、その時点、時点での対応というものは考えさせていただきたいと思っております。

○議長（今野正明） 横山和浩君。

○3番（横山和浩） 手術に関しての補助というと、先ほど町長からお話ありましたとおり、獣医師会からの支援などもあるわけがございます。ただ、詳しくホームページ等を

見てみますと、その申請の時期が1年間で1か月ぐらいの間、そして、1家庭で1匹と、年間で数十頭という全体の枠があるようなので、これだけで対応するのはちょっと難しいかなと思います。

可能な範囲でのボランティアへの負担を軽減するための取組、ぜひ、今後、状況に応じて進めていただきたいと思います。

それでは、このペット多頭飼育問題、ご本人はともかく、周囲も含めて、ボランティアの方も含めて、様々負担がかかるケースもあるようでございます。町としてもその防止に向けて今後とも取組を進めていただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（今野正明） これで横山議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。再開を午前10時35分といたします。

休 憩 （午前10時20分）

---

再 開 （午前10時35分）

○議長（今野正明） 休憩前に復し、再開いたします。

次に、学校における食育・地産地消と米飯給食について、2番、金田 悟君。

〔2番 金田 悟 登壇〕

○2番（金田 悟） それでは、学校における食育・地産地消と米飯給食ということで一般質問をさせていただきます。

その前に、我々人間が日々の生活をしていく上で大切なことは、生活の3大要素と言われる、「衣・食・住」と表現されております。そして、「衣・食・住」全てが密接に関係し、とても大事なことであります。

人間が生まれて間もないときは、「食」ということよりも、自分で体温調整ができないため、生きるため、体を守るための「衣」ということが最優先され、「食」である授乳は、その次とされております。なぜ、「衣・食・住」の一番初めが「衣」なのかが理解できるのではないかなと思っております。

「住」については、その用途によって違いますが、仕事や生活、食事や家族の団らんなど、「住」がなければ生活できないものでもあります。

「食」については、極論ですが、「衣」と「住」の生活できる最低限の環境が整った場合でも、食べていかなければ栄養を取ることができず、生きることはできません。すなわち、私たち人間にとって、「食」とは絶対に欠かすことのできないものであります。

今回は、「学校における食育・地産地消と学校給食について」ということで一般質問させていただきますが、まず、白鷹町として、「食」に対する基本的な考えについて、町長のご所見をお伺いいたします。

次に、食育・地産地消計画では、生活シーンを「家庭」「学校」「地域」の3つに分

けて取組計画を策定しておりますが、このたびは、「学校」における食育・地産地消計画を中心に質問させていただきます。

「食」は、健全な心と体を培い、生涯にわたって生き生きと暮らすための基本となり、また、安全・安心であるとともに、本町の未来を築く子供たちが豊かな人間性を育み、生きる力を身につけていく上でも大変重要な意味を持っております。

しかしながら、食生活の現状を見てみると、ライフスタイルの変化、家庭形態の変化とともに、食に対する価値観や食行動が多様化し、外食や中食が増加しております。

また、主食である「コメ」の消費量が年々減少し、統計によると1人当たり年間消費量のピークが昭和37年では118.3キログラムに対して、令和3年度の概算の消費量は53キログラムと、半分以下となっております。健康的にも優れた、「コメ」を中心とした日本型の食生活を再認識し、「コメ」の消費拡大をみんなで実践していくことが望まれます。

このような背景から、白鷹町では、食育・地産地消推進計画（令和3年度から令和7年度）を策定し、「豊かな自然と農ある暮らしに感謝し、健やかな心と体を育み、笑顔かがやき、未来へとつながる食文化のまち」の基本理念の下、食による健康づくり、地産地消による安全安心な食生活、食文化の継承、食の楽しみと感謝の心の4つを基本目標としております。

その目標達成に向けて、関係する方々が協力・連携を図り取り組んでおられることに対しては敬意と感謝を申し上げます。

主食である「コメ」について、体験学習としまして、現在、地域の農業者及びJAの青年部などの指導・協力を得ながら、田植え・収穫・自然乾燥・脱穀作業などの体験学習を行っているとお聞きしております。

このような取組は、各学校及び教育・保育施設が実施主体でございますが、継続的に行うことは、学校の先生方はもちろんのこと、地域の方々のご理解とご協力なくしてはできません。本当に大事なことであり、今後も継続していくことはもちろんのこと、さらに充実した体験学習にしていきたいと思っております。

白鷹町としての基本的な考え方・方向性をどのように考えておられるのか、町長のご所見をお伺いいたします。

次に、白鷹町では、数年前から学校給食に「白鷹産」の米を使用されており、地元産の農産物を使った自給率は40%以上であると報告されております。

この数字は、県内でもトップクラスであり、地産地消を推進している白鷹町としては、誇るべきことと思っております。

しかしながら、白鷹町の小中学校に提供されている米の炊飯については、様々な課題があり、町の学校給食共同調理場では行われてはおりません。町外の業者に委託されているとお聞きしております。

このことを否定するものではございませんが、先ほども申し上げましたが、米を例に取れば、生産過程の体験学習というものができますが、もう少し踏み込んで、「自分たちで田植し収穫したコメ及び地元生産者が作ったコメを自分たちで炊飯して食べる」までの一連の体験学習に、地域の方々のご協力を得ながら、令和5年度からでも学校で取り組んではいかがかと提案をいたします。

実践するに当たりましては、様々な課題があると推測されます。一つ一つの課題を解決をし、自分たちで米をとぎ、炊飯した米を食べる喜びを感じてもらえれば幸せです。

この取組によって、地域の方々の学校への協力体制の強化が図られると思います。

また、農業情勢が厳しさを増す中、米生産者の生産意欲向上にもつながることと大いに期待したいと思っております。

町長のご所見をお伺いいたします。

○議長（今野正明） 町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） 先ほど、横山議員の冒頭に申し上げました爆弾設置の件でございますが、長井警察署さんのお話では、愉快犯ではないのかと。今年の1月にも、長井高等学校をはじめ、学校に同じような内容が入ったということでもあります。

ただやはり、長井警察署さんでは、その状況を確認をするということだそうでございます。愉快犯であれば、小学校、中学校の一斉下校はしなくてもよいのではないかというお話をさせていただいたということでありました。

十分に注意しながら続けていきたいと思っております。

さて、金田議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

初めに、町としての「食」に対する基本的な考え方について述べさせていただきます。

やはり「食べることは生きること」という言葉がありますが、「食」は我々が生きていくために欠くことのできない重要なものであり、健全な心と体を培い、心身の健康を確保し、生涯にわたって生き生きと暮らすための基本であると認識しております。

また、「食」には、楽しみや喜びもあり、そのためにも安全・安心は、必要不可欠と考えております。

とりわけ、本町の未来を築く子供たちが、豊かな人間性を育み、生きる力を身につけていく上でも、重要な意味を持つと認識をさせていただいているところでございます。

その一方で、核家族化の進行や新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う「新しい生活様式」などにより、食習慣がますます多様化・複雑化しているなということも承知をさせていただいております。また、「食」に関しては、各個人の嗜好や健康上の理由から制限がかかるケースも、アレルギーということでもあります。行政といたしましては、食育や地産地消を進めるに当たり、町民の皆様からご理解をいただき、取り組めるようなアプローチが必要になるのではないかと考えております。

これらを踏まえながら、令和2年度に策定いたしました「白鷹町食育・地産地消推進計画」は、食育基本法及び六次産業化・地産地消法に基づく本町の食育と地産地消を推進していくための計画として位置づけており、現計画は第3次計画となるものであります。

計画期間は令和3年度から令和7年度までの5年間であり、「豊かな自然と農ある暮らしに感謝し、健やかな心と体を育み、笑顔かがやき、未来へつなぐ食文化のまち」という第1次計画から一貫した基本理念の下、学校、こども園、福祉施設等における給食や家庭における食育と地産地消の推進につながる計画としております。

その中におきましては、食育・地産地消の基本は「家庭」ではあるものの、子供たちは学校や保育施設等での体験学習を通じ多くのことを学び、食に関する基礎的な知識も形成されることから、「学校」における取組も大変重要であると捉えております。

特に、学校給食の地産地消の取組につきましては、今回の計画におきましても、県内産農産物使用割合の目標を重量換算で40%、品目数で40品目と設定し、力を入れております。

令和3年度におきましては、野菜使用率が67.2%と、県内1位の成果となっているとともに、果実、生肉、その他の品目の各項目において50%以上の使用割合となっているなど、目標を大きく上回っております。

食習慣が多様化・複雑化する中で、生涯にわたり健康で豊かな生活を送るため、幼少のうちから一人一人が「食」に関する知識や選ぶ力を身につけ、健全な食生活を実践することが重要と捉えております。引き続き、郷土のよさを再認識し、「食育」と「地産地消」を次世代につなげる取組を推進してまいります。

次に、米作りなどの学校における体験学習についてお答えいたします。

体験学習については、児童生徒の資質・能力を偏りなく育成していくに当たり、学びに向かう力、人間性等を育む重要な取組であると認識をしております。

生命の有限性や自然の大切さ、他者と協働することの重要性を体験学習を通して学ぶことは、知・徳・体が調和し、社会の変化に対応できる子供の育成に向け、大切なことであり、今後につきましても、体験学習を支えてくださっている地域の皆様方に感謝しつつ、継続していただきたいと考えております。

なお、学校における食育・地産地消の取組等の詳細は、教育長に答弁させますので、よろしくお願いをしたいと思います。

以上、金田議員の一般質問に対する私からの答弁とさせていただきます。

○議長（今野正明） 教育長、衣袋慶三君。

〔教育長 衣袋慶三 登壇〕

○教育長（衣袋慶三） 金田議員の一般質問にお答えいたします。

最初に、学校で取り組んでいる「コメ」に関する体験学習につきまして、お答えいたします。

町内の学校では、全ての小学校4校で、5年生の学習において、地域の農業者、JA青年部などの方々から大変丁寧なご指導やご協力を得ながら、田植え・収穫・自然乾燥、そして脱穀作業等の体験学習を行っているところであります。

小学校3年生の社会科では、「米づくり」について学習しております。「コメ」はどのようにして作られるのかという農作業、仕事の工程や、生産者の苦勞、工夫、作られた米がどのようにして各家庭へ届くかなど、生産・加工・流通それぞれの過程について学んでおるところであります。

4年生の社会科におきましては、「郷土の伝統・文化と先人たち」について学習しております。その学習の中で、白鷹町にある諏訪堰開削など、地域の発展に尽くした先人の働きや米作りに使われてきた昔の道具について学んでおるところであります。

昨年度からは、歴史民俗資料館「あゆみしる」を見学し、昔使われていた米作りの道具を見たり、実際に触れたりしながら学習を進めることもできております。

5年生では、総合的な学習の時間で、米作りの体験学習を行っておりますが、体験活動だけではなく、「米づくり」や「コメ」など、興味を持ったことについて調査を行ったり、実際に調べたことをまとめて発表する学習も行っています。さらに、総合的な学習を確認しながらも、各教科の学習を通して「米づくり」や「コメ」について広く知識を学んでおります。

社会科では、稲作など食料生産の盛んな地域の具体的な事例を通して、消費者・生産者の立場などから多角的に考えて、これからの農業の発展について学習しております。

また、将来の生き方と職業について考えるキャリア教育では、米農家の方に直接お話を伺っている学校もあります。

このように、単に米作りの体験学習ということではなく、様々な教科と関わらせながら、発達段階に合わせた多面的・多角的な学習を進めております。

今後につきましては、地域の方々のご指導やご協力のおかげで、町内全ての小学校でこのような学習を行うことができることに感謝しながら、取組を継続し、米作りに対する興味関心を高めるだけでなく、改めて食料の大切さを実感することで、食べ物を大切にする豊かな心を育てまいりたいと思っております。

次に、学校における、地元生産者が育てた「コメ」を活用した炊飯の取組につきましてお答えいたします。

学校給食共同調理場では、安全・安心な食材を安定的により安価に確保するため、山形県学校給食会を通して米飯を調達しております。山形県学校給食会の米飯につきましては、全農から供給された学校給食用のビタミン強化米を使用し、毎日、委託工場で炊飯された米飯が各学校に届くような仕組みとなっております。本町では、独自に山形県学校給食会に対し、町内産の米を使用するよう指定させていただき、町内の小中学校では、白鷹産の「はえぬき」が週4回、年間12万トンほど提供されております。

議員ご指摘のとおり、地元生産者が育てた「コメ」を直接仕入れて、各学校に提供することは望ましいことではありますが、学校給食では、季節を問わず大量に、かつ安定的な供給が求められていることや、価格面においても安価で価格変動が少ない形で提供いただく必要があることなどから、克服すべき課題は多いものと認識しております。

また、学校給食が経済的に負担の大きい子育て世帯にとってさらに大きな負担とならないよう配慮が必要となります。本町では、町独自に補助金を交付することで、小学校が1食262円、中学校が1食304円の給食費を8年以上値上げせずに維持しております。特に、今年度、令和4年度につきましては、長期化する新型コロナウイルス感染症やウクライナ情勢の影響もあり、食料品の価格高騰が続いておりますが、保護者の経済的な負担を軽減するため、町補助金を増額し、給食費を値上げすることなく提供しております。

町内の各小学校では、家庭科の学習の中で、米を使った調理実習を行っておりますが、ご提案いただきました、地元生産者が育てた「コメ」を、自分たちで炊飯して食べる取組につきましては、各学校に取りましても、これまでにない新たな取組になるものと捉えております。地元生産者が手塩にかけて育てた米を、その苦労や思いをお聞きしながら、地域の方々と共に炊飯し食べることは、子供たちにとって、食と農について親近感を得るとともに、生産と消費をその関わりにおいて、あるいは食文化について理解を深める絶好の機会となるものと認識しております。

各学校でこの取組を具現化するに当たっては、用具等の準備やたくさんの方々のご協力が必要不可欠であり、実施に至るまでは相当の苦労があるものと思いますが、議員からもお力添えを賜りながら、ともに検討させていただきたいと考えておるところです。

以上、金田議員の一般質問の答弁とさせていただきます。

○議長（今野正明） 金田 悟君。

○2番（金田 悟） ただいま、町長並びに教育長からご答弁いただきました。

1番目の食に対する基本的な考え方につきましては、町長から明確な、かつ納得のいく答弁がございましたので、この件については、こちらからこれ以上のことはございません。今後とも、これらの方針に基づいて取り組んでいただきたいと思います。

やはり、「食」は生きていく上で欠くことのできない重要なものでありますので、基本でもあります、未来の子供のためにこれからも努力していただきたいと思います。

2番目の問題であります、体験学習の関係でございます。

町長なり、教育長からもございましたが、これは大事なものだということでご答弁いただきました。

体験学習については、各学校、春から秋まで、JAの青年部などのボランティアによって行われております。米などの農産物を生産するには、様々な経費がかかってござい

ます。種子代、肥料代、農薬代、燃料代、特に近年の資材の高騰によって、今までは、継続的にやっていた関係もあって、同じ田んぼでやるので、ボランティア精神で行ってきたということはあったものの、こういうことも、かなり現実的に厳しいのではないかなと思う部分もあります。

金銭的な部分ではないのでありますが、このような状況の中で、継続的に実施していくためには、町からの支援と申しますか、そういうものもある程度あってもいいのかなと思ってございますので、どのように考えていらっしゃるのかお聞かせ願います。

○議長（今野正明） 教育次長、橋本秀和君。

○教育次長（橋本秀和） お答えさせていただきます。

米作りの体験学習につきましては、各学校それぞれに、地元の農家さんやJ Aの青年部、農業法人など、たくさんの方々のご協力の下、実施できているものと認識しているところでございます。

体験学習では、子供たちが、米作りの大変さや収穫の喜びを身をもって体験することで、物を大切に作る心や思いやりの心を育てているところでございますが、この貴重な体験ができるのも、常日頃から地域の皆様が、手間ひまかけて米作りにお骨折りをいただいているおかげであり、議員からご指摘いただきました、種子代や肥料代等の経費につきましても、当然、必要となってくるものでございます。

体験学習に係る経費につきましては、学校ごと、ご協力いただいている組織等が違うこともありまして、全くのボランティアとしてご協力いただいている学校もあれば、一部謝礼等をお支払いしている学校もございます。

この米作り体験を通して、日本人の生活に根づいている米について幅広く知り、米のよさや大切さ、米作りに関わる人々の苦労や願いに気づき、様々な食文化や食生活に関心を持つことは、子供たちにとって大切な学びの一つと捉えているところでございます。

今後につきましても、ご協力いただいている地域の皆様と相談させていただきながら、この貴重な体験活動を持続できるよう努めてまいりたいと考えております。

○議長（今野正明） 金田 悟君。

○2番（金田 悟） 分かりました。あくまでもこれはボランティアという基本的な姿勢は多分変わらないだろうと思っています。ただ、そういう実態もあるということで、様々な場面を通じて生産者の方々、農協青年部の方々の苦労というものも分かっていたきたいものだなということだと思っています。

続いて、最後の関係の米飯給食に関してちょっとお話をさせていただきますが、先ほど答弁いただきました。やはり全体として全部米飯給食というのはなかなか難しいと私も思っていますが、食育の体験学習の一環として取り組んではどうかということについては、先ほど教育長のほうから、基本的に考えれば私と同じだなと思っています。ただ、一概にすぐじゃあするかとか、どうのこうのってなかなか難しいものもございまして、

ここは十分に関係団体なり、学校側と協議を重ねていただきながら、先ほど話した内容でできれば、本当の意味での食育につながるのかなと思いますので、その辺もよろしくお話ししたいと思います。

あと、食育計画とか、学校給食に関する様々な課題などについて、若干質問させていただきますのでよろしくお願いします。

まず第1点は、学校給食、現在、先ほど説明ありました、1食当たり幾らということで、8年以上ずっと継続しているのだということですが、無償化ということについて、令和5年2月22日の日本農業新聞の調査の結果がありました。そこでは、ロシアのウクライナ侵攻とか円安という部分の物価高騰を受けまして、小中学校の、全国約1,600あるそうですが、の約3割が無償化したという話がありました。

白鷹町としての対応については、この件についてどのように考えているのかお聞かせ願います。

○議長（今野正明） 町長、佐藤誠七君。

○町長（佐藤誠七） 今、給食の無償化につきましては、競争のように、そちらこちらで手を挙げていらっしゃるようでございます。この裏財源は何かと、コロナでございました、コロナの交付金でやっていたというのが大部分でございます。これは大都会ならいざ知らず、我々としては、なぜ給食費というものが、負担をわざわざお願いしているのかという裏もあるわけです。これは毎日ではないわけですが、給食はやはりお金がかかりますと。それをもって親の、親といいますか、ご両親様も給食というものに興味を持っていただきながら、負担もしながら、これ全部無償化になりますと、どうなるのかと。一切興味なくなります。

私は今、議員がいろいろな角度からメスを入れていただいたわけですが、そういうものがあるからこそ、興味を持っていただいて、もう少し充実しろと、もっと地元産を使えということが出てくるんだろうと。これが全く無償化になりますと、地元産よりも安くてというようなことが優先になるはずですが。私はやはり、その辺は、ご負担をいただくということ。いろいろな角度からどうなんだろうというお話はいただいておりますが、無償化については、現時点では、我が町の給食でも決して高いものではないと認識しております。消費税の部分についてのアップとかいろいろなお話ありましたが、それは私としては、今の単価の中で取り組んでいってほしいということで来たということでもあります。その中で負担もいただきたいと。やはりそういうことをしながら取り組んでいくということが、食に対するいろいろな視点から物事を見ることが出てくるのではないのかなと、私はそう理解しています。

ただ、これから、その地元の米を使えないかということでございますが、現時点で、当然児童数もどんどん減少しておりますから、今度は、今の学校給食共同調理場そのものがもう40年を超えております。この調理場は乾式の調理場として、要するに床が濡

れていないというつくりをしたというのが、山形県で最初なはずですが。今は当然、乾式ということになる、湿式はしていないということなのですが、その中で、これから我々が本当に多角的、多方面から、今議員からあったような、例えば米飯給食をするということに、あそこですと、それらの設備が必要なわけです。もう40年を超えているということでもありますので、今後、いろいろな角度からこれからどうすべきかということの検討はしていきたい。新築するのか、改築するのか、いろいろなことがあるわけですが、この辺について、そこで米飯給食ができるのかどうか、それから、給食だけではもうないと、福祉的なサイドからいろいろ高齢者に対する、おひとり暮らしお二人暮らしというところで、なかなか食事も作れないという方もたくさん出てきております。やはりそういう方々に対して我々は見守りという視点も含めて、移動販売車を考えているわけです。それだけではないと。やはり、弁当を作って配布をさせていただくとか、そういう多角的な面での共同調理場ではできないとすれば、同じ敷地の中に、同じような考え方でつくらせていただいて、その中に、当然、当町産の地産地消ということを含めて、当町産のお米を使って、そこで給食ということも考えていく必要があるのではないかと。

この件に関しましては、すぐにどうのこうのと言えない部分があって、まず40年という一つの区切りが来たということで、課題は何なのかと。かつてはやはり暑すぎると。地球温暖化とはちょっと関係ないと思うんですが、働いている調理師さんたちがもう暑くてどうしようもないということがありまして、今あそこにはスポットクーラーを入れてまして、対応をさせていただいているという状況です。

今後についてはやはり快適に調理もできるという環境をつくるためにも、これからのいろいろな方面から検討をさせていただき、そういうものを私としては目指して頑張っていきたいと思っているところでございます。

○議長（今野正明） 金田 悟君。

○2番（金田 悟） 分かりました。完全無償化というのはどう考えているかだけですので、私は、やはりするべきだというものではなかなかないかなと、私も思っていました。

新聞報道にもありましたけれども、基本、学校給食法というのがあるそうですけれども、それは、食料費は保護者負担が原則だということを規定しているようでもありますので、それは当たり前なものなのかなと。

ただ、今、町長が言ったとおりに、どこの行政も競って無償化すると、目玉政策に挙げて、いかにもスポットライトを当てるような施策を乱発しているのではないかという気持もあります。

やはり大都会とか、ある程度予算の大きい、余裕のあるところではできる、こっちはできないという、格差があってはいけないのではないかなと思ったものですから、そういう、例えば、国なり県に、そういうものをなくして、国にすれば、全部国ですとか、補助の一部をもらうとか、そういうのを国なり県に要請していくべきではないのかなと

思ったものですから、後ほど様々ご検討いただきたいと思います。

あと、もう1点でありますけれども、今、お子さんの中には、アレルギー体質のお子さんもおられるとお聞きしていますが、学校給食共同調理場で様々ご苦労されているのかなと思いますが、その辺の取組はどのようになっているのかお伺いいたします。

○議長（今野正明） 教育次長、橋本秀和君。

○教育次長（橋本秀和） お答えさせていただきます。

学校給食における食物アレルギー対応につきましては、児童生徒の命に関わる重要なことであり、慎重な対応が求められるものでございます。

現在、本町では小学校で8名、中学校で9名の児童生徒に対しまして、アレルギー対応の給食を提供しているところでございます。アレルギー対応の基本といたしましては、正確な情報把握とその共有であることから、医療機関の検査結果等に基づきまして、児童生徒の状態を正確に把握し、個別の対応を行っているところでございます。

アレルギーにつきましては、甲殻類や貝類のほか、牛乳、果物など、多岐にわたっており、誤って混入することがないように、細心の注意を払って対応しております。

また、各小中学校と情報を共有しまして、給食の各工程の中でチェックする体制を整えております。

本町では、食物アレルギーの児童生徒であっても、他の児童生徒さんと同じように給食が楽しいと感じられる栄養バランスに優れたおいしい給食の提供に努めているところでございます。

今後につきましても、各小中学校、学校給食共同調理場、町教育委員会が共通認識を持って、情報の把握、共有に努め、安全な給食の提供に努力してまいりたいと考えております。

○議長（今野正明） 金田 悟君。

○2番（金田 悟） 分かりました。本当に命に関わる大事なことでありますので、今後ともよろしく願いたいと思います。

続きまして、郷土食の伝承事業というものに取り組んでおられるということもお聞きしますけれども、様々現状の問題点があるとお聞きしますので、どのように改善されているのか、どういう考えなのかお聞かせ願います。

○議長（今野正明） 農林課長、大木健一君。

○農林課長（大木健一） お答えいたします。

郷土食伝承事業につきましては、町に食の文化街道連絡会議という組織がございまして、その方々にご協力をいただきながら、小学校6年生を対象に実施してきた事業でございます。

大変、手間暇をかけてつくられた料理ということで、参加した小学生から大変おいしいと評判で、5年生以下の児童は、「早く6年生になりたいな」という声もあったとい

うことも伺っております。

もともとこの事業につきましては、蚕桑の姫城とか、それから、深山、中山といった農家の女性の方々が主体となりまして、地域食材を活用した郷土食の提供事業を実施してこられた経過がございます。郷土食を次の世代に伝承していきたいということを目的に実施をしてきたという事業でございます。

ただ、時の流れとともに、組織の構成員の高齢化や地域における、いわゆる担い手の確保等が困難になったということもございまして、徐々に、提供活動できる団体が減少してきたと。この郷土食伝承事業の継続も、毎年課題になっていたところでございます。

近年は、何とかかんとか食の文化街道連絡会議の方に、大変ご苦労をおかけしながら、今年度まで何とか実施してきたところなのですが、次年度の事業につきましては、引き受けることができないということになっているところでございます。

いわゆる食育・地産地消推進計画にも課題として掲げて、様々検討は行ってきたのですが、具体的な解決策まで至らず、今回このような形になったということで、残念ですが見送らざるを得ないという状況になってございます。

なお、一応、郷土食の伝承というのは何とかつないでいきたいということで、形を変えて実施できないかという考え方をしております。

次年度は、現段階の予定でございますが、モデル地区みたいな形で1地区選定をさせていただきまして、例えば、小学校で行われます親子行事みたいな行事とタイアップしながら、親子で体験をいただくような郷土食伝承の機会づくりに取り組んでいければと考えているところでございます。

また、当然お米も必要になると思いますので、その際も、実際に自分たちが作った米であれば、格別なものになるかと思えます。その辺りも調整しながら、実施できるように取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

○議長（今野正明） 金田 悟君。

○2番（金田 悟） かなり今までの部分とは違った取組でなければ難しいと話を、今お聞きしました。

先ほど私をご提案申し上げました炊飯の関係についても、その辺の事業とうまく組合せながら、新たな伝承事業の継続にもつなげていただければなと思えますので、様々な方々から知恵を拝借して、何とか継続していく方向でお願いしたいものだなと思ってございます。

続いて、先ほど、地元産の農産物の自給率が40%以上だということで認識されておりますけれども、近年、有害鳥獣ということで、イノシシなどの被害によって、いわゆる食害であります。安定的に今まで供給していたものが、そっくり食べられたということもあって、急遽、様々なことでご苦労があったとお聞きしております。その被害状況なり、今後の対策というものを考えているのかお聞かせ願います。

○議長（今野正明） 農林課長、大木健一君。

○農林課長（大木健一） お答えをいたします。

本町の給食につきましては、出荷農家さんの農産物の生産計画というものがあまして、その計画を目安に献立を組立てているということもあって、高い地産地消率を保っているという、工夫をしております。

ただ、今、議員からありましたように、近年発生した事案になりますが、給食の食材として出荷を予定し、生産していた畑がイノシシに荒らされ、出荷不可能になりまして、ただ、計画した献立というものはあるわけですので、何とかその食材を確保するために大変苦労したということがあったと聞いております。

その中でも、特にジャガイモは食材としても重量面でも優れておりまして、給食にもよく使用される品目になるのですが、これはイノシシの大好物でございまして、大きな被害を受けることとなってしまったという状況でございます。

このことから、給食食材の鳥獣被害を防ぎ、安定的に生産、出荷いただけるという事をするためにも、今年度、町と関係機関で構成します鳥獣被害対策協議会の事業といたしまして、「学校給食用農作物生産者鳥獣被害対策支援事業」という形で実施をしているところでございます。

具体的には、給食食材の生産者組合をつくっていただくという形になりますけれども、その方々に対しまして、対象農地用の電気柵を協議会から貸与することで、安定生産と出荷につなげていただくということで実施をしていきたいと考えてございます。

なお、現在、実際には、次年度からということになりますけれども、その生産に間に合わせるため、準備を進めているところでございます。

○議長（今野正明） 金田 悟君。

○2番（金田 悟） 分かりました。本当に大事なものでありますので、関係各位とも連携も取りながら取り組んでいただきたいと思います。

関連なんですけれども、最後ですが、有害鳥獣の被害で、量が減って供給できないという場合もあるだろうし、これから危惧されるのが、農家数の減少によって、特に高齢というか年配の方々が野菜の品目を作られておるので、安定した野菜の供給というものができなくなるのではないかなと心配される恐れがあります。その辺の認識と、その対応策というものを考えて、どうなっているのかお聞かせ願います。

○議長（今野正明） 農林課長、大木健一君。

○農林課長（大木健一） お答えいたします。

給食食材の地産地消率を高めるということも含めまして、食材の調達につきましては、町の直売所を通じた調達ということを中心としてございます。

ただ、議員ご指摘もありましたが、近年は生産農家の高齢化などもございまして、給食に使用したい食材の安定した数量の確保というのが難しくなっているという状況もだ

んだん出始まってきているとお聞きしてございます。

また、農家数全体の減少に伴いまして、生産される農産物の種類もだんだん減ってきているという傾向にあると把握してございます。

先ほども申し上げましたが、出荷農家の生産計画に合わせた給食の献立ということもあるのですが、献立が最初にあって、その献立に合わせた農産物の生産もお願いをしているという工夫もしてございます。そのことで、一定の供給にはつながっているところではございますが、将来的には、そういったことへの対応も難しくなってくるのかなと、大変大きな課題と捉えているところでございます。

いずれにいたしましても、これまで以上に関係機関の方々と連携を密にしながら、いわゆる将来の担い手の確保も含めた農産物の安定確保策というのは継続して取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

○議長（今野正明） 金田 悟君。

○2番（金田 悟） 分かりました。この問題は学校給食の自給率とか、地産地消のみに限ったものではございませんので、やはり大きく捉えれば、町の産業振興、農業振興の部分が関わってくる大きな課題かなと思いますので、そういう大きな視点でこれからも取り組んでいただきたいと思います。

今、様々、質問させていただきましたが、学校における食育なり地産地消等につきましては、心身ともに健康な子供たちの将来のための大事なことでございますので、様々な関係機関、役場の職員、様々、町長中心に、教育長を中心に、今後とも総力を結集して取り組んでいただきたいと思います。

これで終わります。

○議長（今野正明） 町長、佐藤誠七君。

○町長（佐藤誠七） 今、議員からは大変重要なお話がございました。農家がどんどん減っていくという中で、それなりの生産というものを我々が期待できるかということに相なるわけであります。

残念ながら、今、農作業そのものは相当軽減化されているといいましても、大変な重労働でございます。そういう中で、今後とも農家が減らないということはないと思います。やはりそういう中で、どうやったら私どもとして農家を、要するに後継者というものを育てていけるかどうか。今、基盤整備等々に取り組んでも後継者がいないということが大きな課題でございます。これらについては、行政だけでは到底対応できませんので、議員の皆様と連携を取りながら、あるいは地域の代表者の方々と連携を取りながら、何とか後継者を育てていけるような体制、あるいは対応をしていきたいと考えておりますので、何とぞご協力賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（今野正明） これで金田議員の一般質問を終わります。

ここで午前中の会議を終了いたします。

暫時休憩いたします。再開は1時15分といたします。

休 憩 (午前11時25分)

---

再 開 (午後1時15分)

○議長(今野正明) 休憩前に復し、再開いたします。

先ほどの金田議員の一般質問で、衣袋教育長からの答弁の訂正を求められております。

衣袋教育長の答弁を求めます。教育長、衣袋慶三君

○教育長(衣袋慶三) 先ほどの金田議員の一般質問に対する答弁の中で、町内の小中学校では、白鷹産のはえぬきが週に4回、年間で12万トンほど提供と申し上げましたが、年間12トンの誤りでしたので、お詫び申し上げますとともに訂正をお願いいたします。大変申し訳ありませんでした。

○議長(今野正明) ここで、予算特別委員会のため、暫時休憩いたします。再開は予鈴をもってお知らせします。

休 憩 (午後1時16分)

---

再 開 (午後2時00分)

○議長(今野正明) 休憩前に復し、再開いたします。

お手元に配付しました追加変更議事日程のとおり日程を追加変更したいと存じますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(今野正明) ご異議ないので、そのように変更いたします。

---

#### ○議第26号～議第33号までの報告、討論、採決

○議長(今野正明) 日程第2、議第23号 令和4年度白鷹町一般会計補正予算(第10号)について(予算特別委員長報告)から日程第8、議第29号 令和4年度白鷹町立病院事業会計補正予算(第2号)(予算特別委員長報告)についてまで、以上7件は、会議規則第36条の規定により一括議題といたします。

令和4年度各会計補正予算7件は、予算特別委員会に審査の付託をした案件でありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。予算特別委員長、奥山勝吉君。

[予算特別委員長 奥山勝吉 登壇]

○予算特別委員長(奥山勝吉) 予算特別委員会審査報告書。

本予算特別委員会に付託の各会計補正予算は、審査の結果、下記のとおり決定しましたので、白鷹町議会会議規則第76条の規定により報告いたします。

議案番号、件名、審査結果の順に報告いたします。

議第23号 令和4年度白鷹町一般会計補正予算(第10号)について、原案のとおり

可決すべきもの。

議第24号 令和4年度白鷹町下水道特別会計補正予算（第4号）について、原案のとおり可決すべきもの。

議第25号 令和4年度白鷹町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、原案のとおり可決すべきもの。

議第26号 令和4年度白鷹町農業集落排水特別会計補正予算（第4号）について、原案のとおり可決すべきもの。

議第27号 令和4年度白鷹町介護保険特別会計補正予算（第3号）について、原案のとおり可決すべきもの。

議第28号 令和4年度白鷹町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり可決すべきもの。

議第29号 令和4年度白鷹町立病院事業会計補正予算（第2号）について、原案のとおり可決すべきもの。

以上、特別委員会審査報告といたします。

○議長（今野正明） 予算特別委員長の報告が終わりました。

これより日程の順に討論及び採決を行います。

なお、採決は起立によって行います。

まず、議第23号 令和4年度白鷹町一般会計補正予算（第10号）について討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今野正明） なければ、採決いたします。

議第23号について、委員長報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（今野正明） 全員起立。よって、本補正予算は委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、議第24号 令和4年度白鷹町下水道特別会計補正予算（第4号）について討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今野正明） なければ、採決いたします。

議第24号について、委員長報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（今野正明） 全員起立。よって、本補正予算は委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、議第25号 令和4年度白鷹町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今野正明） なければ、採決いたします。

議第25号について、委員長報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（今野正明） 全員起立。よって、本補正予算は委員長報告のとおり可決すること  
に決しました。

次に、議第26号 令和4年度白鷹町農業集落排水特別会計補正予算（第4号）につ  
いて討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今野正明） なければ、採決いたします。

議第26号について、委員長報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（今野正明） 全員起立。よって、本補正予算は委員長報告のとおり可決すること  
に決しました。

次に、議第27号 令和4年度白鷹町介護保険特別会計補正予算（第3号）について  
討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今野正明） なければ、採決いたします。

議第27号について、委員長報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（今野正明） 全員起立。よって、本補正予算は委員長報告のとおり可決すること  
に決しました。

次に、議第28号 令和4年度白鷹町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）に  
ついて討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今野正明） なければ、採決いたします。

議第28号について、委員長報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（今野正明） 全員起立。よって、本補正予算は委員長報告のとおり可決すること  
に決しました。

次に、議第29号 令和4年度白鷹町立病院事業会計補正予算（第2号）について討  
論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今野正明） なければ、採決いたします。

議第29号について、委員長報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（今野正明） 全員起立。よって、本補正予算は委員長報告のとおり可決することに決しました。

---

○議第30号から議第80号までの上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（今野正明） 日程第9、議第30号 白鷹町子育て支援センターの指定管理者の指定についてから日程第14、議第35号 白鷹町テレワークセンターの指定管理者の指定についてまで6件は、会議規則第36条の規定により一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

[町長 佐藤誠七 登壇]

○町長（佐藤誠七） ただいま上程になりました議第30号 白鷹町子育て支援センターの指定管理者の指定についてから議第35号 白鷹町テレワークセンターの指定管理者の指定についての6件につきましての提案理由を申し上げます。

議第30号から議第35号までの6議案につきましては、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、白鷹町子育て支援センターほか5施設の管理をそれぞれの指定管理者に行わせるため提案するものであります。

なお、詳細につきましては、それぞれ担当課長に説明をいたさせますので、よろしくご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（今野正明） それでは、議第30号について1件、健康福祉課長、長岡 聡君。

○健康福祉課長（長岡 聡） ご説明申し上げます。

議第30号 白鷹町子育て支援センターの指定管理者の指定について。

地方自治法第244条の2第3項の規定に基づく公の施設に係る指定管理者の指定について、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

記。

- 1、施設の名称、白鷹町子育て支援センター。
- 2、指定管理者の名称、社会福祉法人白鷹町社会福祉協議会。
- 3、指定の期間、令和5年4月1日から令和10年3月31日まで。

以上でございます。

○議長（今野正明） 次に、議第31号から議第34号について、商工観光課長、小林 裕君。

○商工観光課長（小林 裕） それでは、商工観光課所管の議第31号から議第34号までの4件についてご説明を申し上げます。

議第31号 白鷹町ふるさと森林公園の指定管理者の指定について。

地方自治法第244条の2第3項の規定に基づく公の施設に係る指定管理者の指定について、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

記。

- 1、施設の名称、白鷹町ふるさと森林公園。
- 2、指定管理者の名称、株式会社大倉。
- 3、指定の期間、令和6年4月1日から令和16年3月31日まで。

なお、これ以降の説明につきましては、議番号、議案名、施設の名称、指定管理者の名称、指定の期間についてのみ説明をさせていただきます。

議第32号 白鷹町森林総合利用施設の指定管理の指定について。

白鷹町森林総合利用施設、株式会社大倉、令和6年4月1日から令和16年3月31日まで。

次に、議第33号 白鷹町自然活用総合管理施設の指定管理者の指定について。

白鷹町自然活用総合管理施設、株式会社大倉、令和6年4月1日から令和16年3月31日まで。

次に、議第34号 ふるさと森林公園スカイサイクルの指定管理者の指定について。

ふるさと森林公園スカイサイクル、株式会社大倉、令和6年4月1日から令和16年3月31日まで。

以上でございます。

○議長（今野正明） 次に、第35号について、企画政策課長、加藤和芳君。

○企画政策課長（加藤和芳） 企画政策課所管の議第35号につきましてご説明申し上げます。

議第35号 白鷹町テレワークセンターの指定管理者の指定について。

地方自治法第244条の2第3項の規定に基づく公の施設に係る指定管理者の指定について、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

記。

- 1、施設の名称、白鷹町テレワークセンター。
- 2、指定管理者の名称、株式会社大倉。
- 3、指定の期間、令和6年4月1日から令和16年3月31日まで。

以上でございます。

○議長（今野正明） 説明が終わりました。一括して質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今野正明） 質疑なしと認めます。

これより、日程の順に討論及び採決を行います。

まず、議第30号 白鷹町子育て支援センターの指定管理者の指定について討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今野正明） なければ採決いたします。

議第30号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今野正明） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議第31号 白鷹町ふるさと森林公園の指定管理者の指定について討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今野正明） なければ採決いたします。

議第31号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今野正明） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議第32号 白鷹町森林総合利用施設の指定管理者の指定について討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今野正明） なければ採決いたします。

議第32号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今野正明） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、議第33号 白鷹町自然活用総合管理施設の指定管理者の指定について討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今野正明） なければ採決いたします。

議第33号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今野正明） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議第34号 ふるさと森林公園スカイサイクルの指定管理者の指定について討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今野正明） なければ採決いたします。

議第34号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今野正明） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

た。

次に、議第35号 白鷹町テレワークセンターの指定管理者の指定について討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今野正明） なければ採決いたします。

議第35号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今野正明） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ○選第1号の上程、選挙、採決

○議長（今野正明） 次に移ります。日程第15、選第1号 白鷹町十王財産区管理会財産管理委員の選挙についてを議題といたします。

本件については、白鷹町十王財産区管理会財産管理委員の任期が令和5年3月26日をもって満了するため、白鷹町財産区管理会等に関する条例第4条の規定により選挙を行うため提出するものであります。

選挙の方法についてお諮りいたします。

10番、菅原隆男君。

○10番（菅原隆男） 投票の煩を省き、議長指名推選の動議を提出いたします。

○議長（今野正明） ただいま、菅原議員から本件選挙の方法について、投票の煩を省き、議長指名推選とすることの動議が提出され、所定の賛成がありますので、この動議は成立いたしました。

本動議を議題として採決いたします。

お諮りいたします。投票の煩を省き、議長指名推選とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今野正明） ご異議なしと認めます。よって、動議は可決されましたので、本選挙の方法は議長指名推選とすることに決しました。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 （午後 2時18分）

---

再 開 （午後 2時20分）

○議長（今野正明） 休憩前に復し、再開いたします。

白鷹町十王財産区管理会財産管理委員について、私から指名いたします。

住所、氏名、生年月日の順に報告いたします。

白鷹町大字十王846番地、渡邊富次、昭和29年3月30日生まれ。

白鷹町大字十王5335番地6、安達光男、昭和29年3月29日生まれ。

白鷹町大字十王3953番地の3、梅津一久、昭和24年1月2日生まれ。

白鷹町大字十王3082番地の1、千田 真、昭和37年5月14日生まれ。

白鷹町大字十王2925番地、奥山 守、昭和40年12月2日生まれ。

ただいま指名いたしました5名を当選人とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今野正明） ご異議なしと認めます。よって、渡邊富次氏、安達光男氏、梅津一久氏、千田 真氏、奥山 守氏の以上5名を当選人とすることに決定いたしました。

---

### ○延会の宣告

○議長（今野正明） ここでお諮りいたします。

本日の会議は、会議規則第27条第2項の規定により、これをもって延会したいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今野正明） ご異議なしと認めます。よって、本日の会議は、これをもって延会することに決しました。

ご苦労さまでした。

延 会

〈午後2時23分〉